

## 芳賀地区広域行政事務組合の人事行政の運営等の状況を公表します。

芳賀地区広域行政事務組合では「芳賀地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
平成 26年度	人 147,576	千円 4,072,083	千円 377,371	千円 1,793,807	% 44.1	% 20.5

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬が含まれています。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27年度	人 248	千円 801,472	千円 225,559	千円 303,530	千円 1,330,561	千円 5,365

- (注) 1 市町からの派遣職員は含まれていません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。  
 3 職員手当には、退職手当は含まれていません。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	一般行政職	消防職	技能労務職	教育職
平均給料月額	309,149 円	257,930 円	298,037 円	383,812 円
平均給与月額	354,924 円	319,904 円	349,079 円	444,378 円
平均年齢	40 歳 8 月	33 歳 4 月	47 歳 9 月	50 歳 3 月

- 注 1 市町からの派遣職員（一般行政職）は含まれていません。  
 2 育児休業中の職員は含まれていません。  
 3 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	一般行政職	消防職	技術職	労務職	国 (一般行政職)
大学卒	174,200 円	174,200 円	—	—	174,200 円
高校卒	142,100 円	142,100 円	139,500 円	135,400 円	142,100 円

### 3 級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

#### (1) 一般行政職、消防職及び教育職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・参事	1 人	0.4 %
7級	所属長・主幹	13 人	5.8 %
6級	所属長補佐	13 人	5.8 %
5級	係長・課長	4 人	1.8 %
4級	副主幹	12 人	5.3 %
3級	主査	86 人	38.2 %
2級	主事・技師	50 人	22.2 %
1級	主事・技師 主事補・技師補	46 人	20.5 %
計		225 人	100.0 %

- 注 1 市町からの派遣職員は含まれていません。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 4 平成18年に、9級制から8級制に変更しました。

#### (2) 技能労務職

区分	職 種	職員数	構成比
5級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	1 人	5.0 %
4級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	8 人	40.0 %
3級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	7 人	35.0 %
2級	運転手・技術員・業務員	3 人	15.0 %
1級	運転手・技術員・業務員	1 人	5.0 %
計		20 人	100.0 %

注 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当及び勤勉手当（平成26年度）

区 分	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.6 月分 (1.45 月分)	1.35 月分 (0.65 月分)
加算措置	職務上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%加算	
1人あたり平均支給額	1,213 千円	

注 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	自己都合	定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算 対象年齢 45歳以上59歳以下	
1人当たり平均支給額	19,490 千円	

注 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）	7,237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	31 千円
職員全体に占める支給職員の割合（26年度）	90.4 %
手当の種類	6 種類

手当の種類	支給対象職員	左記職員に対する支給単価
環境クリーンセンター業務手当	し尿の収集及び運搬等の作業に直接従事した職員	1日につき 運転手 1,000 円 業務員 750 円
	し尿収集車の運転業務を代行した職員	1日につき 業務員 1,000 円 事務職員 500 円
	し尿の処理及び処分等の事務に従事した職員	1月につき 2,500 円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	1日につき 1,000 円
救急救出出場手当	救急業務及び人命救出に出場した職員	1回につき 75 円
	消防力の基準(昭和36年消防庁告示第2号)に規定する機関員(火災等出場手当及び高所等作業手当の支給にあっても同様とする。)	1回につき 50 円
	救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する特定行為を行った救急救命士	1件につき 250 円
火災等出場手当	火災、原因調査、救助及び自然災害等の業務に出場した職員(高所等作業手当を受けた場合を除く。)	1回につき 100 円
高所等作業手当	高所(地上10メートル以上の場所の消火活動等の作業を含む。)及び地下坑内等(地下5メートル以上の場所での作業をいう。)の災害現場での作業に従事した職員	1回につき 250 円
		公的訓練等の作業の場合 1回につき 125 円
芳賀地区エコステーション業務手当	ごみの処理及び処分等の作業に直接従事した職員	1日につき 500 円

特記事項 平成 18 年 4 月 1 日から、すべての支給単価をそれまでの 2 分の 1 に減額しました。

## (4) 時間外勤務手当

支給実績	38,745 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	187 千円
支給実績	38,824 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	189 千円

## (5) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当の種類	内容及び支給単価	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員…1時間当たりの給与額×25/100×時間数	14,441 千円	99 千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員…1時間当たりの給与額×125/100～150/100×時間数	41,960 千円	289 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上にある職員 部長職…月額70,400円 課長職…月額53,100円 課長補佐職…月額41,500円	20,051 千円	556 千円
扶養手当	配偶者…月額13,000円 配偶者以外…1人につき月額6,500円 (配偶者がいない場合はこのうち1人…11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子…上記の額に5,000円加算	33,056 千円	243 千円
住居手当	借家…支給限度月額27,000円	19,312 千円	306 千円
通勤手当	交通機関利用者 …支給限度月額55,000円 交通用具（自動車等）利用者 …片道2km以上の場合は距離に応じて3,300円～24,500円	27,409 千円	116 千円

## 5 特別職の報酬の状況（平成27年4月1日現在）

区分	組合長	副組合長	議長	副議長	議員
年額	60,000円	45,000円	35,000円	30,000円	27,000円

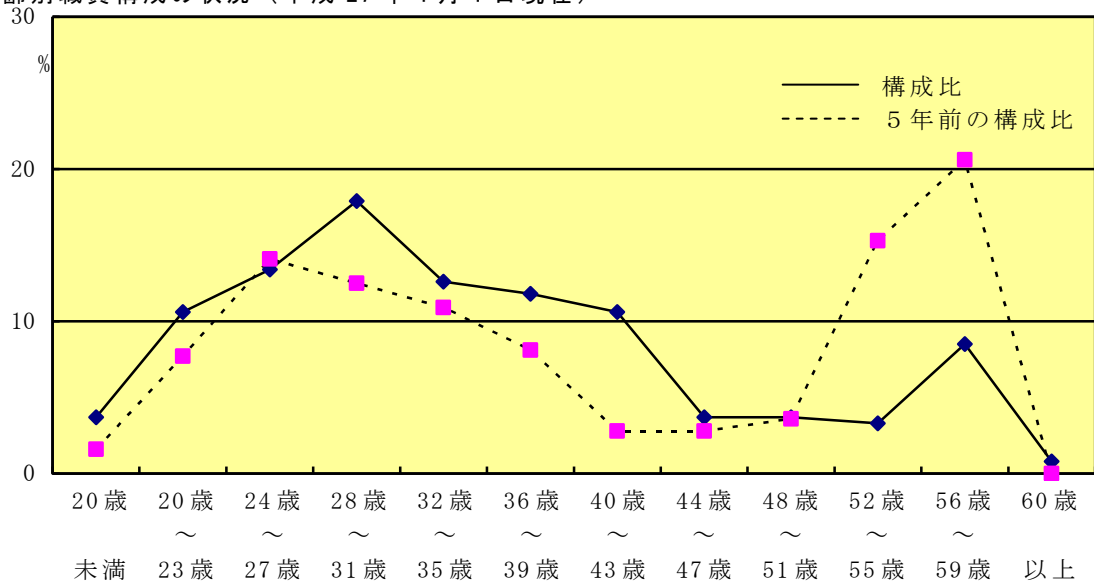
## 6 職員数の状況

## (1) 職種別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成27年	平成26年		
一般行政職	18人	18人	0人	
消防職	200人	201人	▲1人	退職職員の不補充による減員
技能労務職	22人	25人	▲3人	退職職員の不補充による減員
教育職	7人	7人	0人	
計	247人 (283)	251人 (283)	▲4人	

注（ ）内は、条例定数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	26人	33人	44人	31人	29人	26人	9人	9人	8人	21人	2人	247人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政職	17	16	16	16	18	18	1（5.9%）
消防職	200	201	201	201	201	200	0（0%）
技能労務職	25	24	23	22	25	22	▲3（▲12.0%）
教育職	6	7	7	7	7	7	1（16.7%）
計	248	248	247	246	251	247	▲1（▲0.4%）

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場を除く一般的な職場におけるもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 期 間
年次有給休暇	1の年度につき20日（平成26年度平均取得日数8.6日）
病欠休暇	公務上の負傷・疾病、結核性疾患にあつては1年以内 その他の負傷・疾病にあつては180日以内
結婚	連続する5日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日までの6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1歳未満の子の保育	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間
妻の出産	5日の範囲内の期間
未就学児の子の看護	1の年度において5日の範囲内の期間（2人以上は10日の範囲内）
忌引	親族に応じ1～7日以内の連続する日数の範囲内の期間
父母の法要	1日の範囲内の期間
夏季休暇	1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
災害による住居滅失等	7日の範囲内の期間
災害又は交通遮断による出勤困難	必要と認められる期間
災害時の危険回避	必要と認められる期間
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

注 年次有給休暇の平均取得日数には、市町への派遣職員及び中途退職職員は含まれていません。

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況（平成27年4月1日現在）

処 分 理 由	人 数
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人
処 分 理 由	人 数
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0 人
災害により生死不明又は所在不明となった場合	0 人

イ 職員の意に反する降任及び免職の状況（平成26年度）

処 分 理 由	降 任	免 職
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人
心身の故障ため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人
廃職又は過員を生じた場合	0 人	0 人

(2) 職員の懲戒処分の状況（平成26年度）

処 分 理 由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般服務違反関係（職務専念義務違反、職務命令違反等）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般非行関係（傷害、暴行、金銭、異性等）	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人
収賄等関係（収賄、横領等）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
監督責任関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

## 9 職員のサービスの状況

### (1) 基本原則

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）第 30 条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められており、信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）、守秘義務（同法第 34 条）、職務専念義務（同法第 35 条）などが課せられています。

### (2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第 35 条には、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められています。

平成 25 年度の免除の状況 … 仕事の疲れを取り、元気を回復するために、7 月から 12 月までの期間内における 4 日、地域の活動に参加するために、同期間内における 1 日の範囲内の期間

## 10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況（平成 26 年度）

地方公務員法第 39 条には、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

区 分	研 修 名	受講者数
芳賀地区広域行政事務組合共同研修	新採職員研修、地方自治法講座、地方公務員法講座、主事・技師研修、管理監督者研修、現業職員研修、民法講座ほか	39 人
栃木県市町村振興協会研修	法務基礎養成研修、自治体行政学研修、トピック講座、地域振興研修ほか	1 人

### (2) 勤務成績の評定の概要（平成 26 年度）

評定の回数	2 回
評定の時期	10 月・3 月
評定の対象人数	251 名

## 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合負担金（平成 26 年度普通会計決算）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条に基づく栃木県市町村職員共済組合に対する地方公共団体の負担金

金 額	職員 1 人当たりの負担金
264,913 千円	1,055 千円

### (2) 職員互助会

地方公務員法第 42 条に基づく職員の福利厚生を図るため、芳賀地区広域行政事務組合職員互助会に補助金を交付しています。

ア 負担率（給料に対する負担金率）

	職員会費	組合補助金	負担割合（職員：組合）
平成 26 年度	3/1000	年額 6,000 円	1 : 0.5
平成 25 年度	3/1000	年額 6,000 円	1 : 0.5
平成 24 年度	3/1000	年額 6,000 円	1 : 0.5

イ 補助金（平成 26 年度普通会計決算）

金 額	職員 1 人当たりの補助金
1,572 千円	6 千円

ウ 事業内容

[補助金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1 人当たり給付単価	平成 26 年度 給付件数
厚生事業	所属内親睦事業	3,000 円	207 人
	一万円プール利用助成	幼児～大人 60 円～150 円	530 人
	クラブ運営補助	1 クラブ当たり 5,000 円 部員 1 人当たり 1,000 円	3 クラブ

[会員掛金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1 人当たり給付単価	平成 25 年度 給付件数
給付事業	死亡弔慰金	職員 35,000 円	0 人
		職員の子、実父母及び同居の 義父母 20,000 円	3 人
	成人祝金	10,000 円	3 人
	結婚祝金	10,000 円	4 人
給付事業	出産祝金	10,000 円	20 人
	見舞金	10,000 円	2 人
	退会給付金	20 年以上 30,000 円	12 人
		10 年以上 20 年未満 20,000 円	0 人
		5 年以上 10 年未満 10,000 円	0 人
3 年以上 5 年未満 5,000 円		0 人	
	6 月以上 3 年未満 3,000 円	4 人	
厚生事業	視察研修旅行補助	10,000 円	241 人

エ 見直し状況

平成 18 年度に芳賀地区広域行政事務組合の負担率を給料の 3/1000 から一律 6,000 円に変更し、補助金を半減しました。

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理の概要

芳賀地区広域行政事務組合安全衛生管理規程（昭和 61 年訓令第 1 号）及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部及び真岡消防署安全管理規程（昭和 61 年消防訓令第 3 号）の定めるところにより、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するための諸施策を推進しています。

イ 健康診断等（平成 26 年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	237 人
各種がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、前立腺がん）	236 人
人間ドック	62 人
B 型肝炎抗体検査（消防職員）	153 人
B 型肝炎予防接種（消防職員）	26 人
破傷風予防接種（消防職員）	40 人



(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（平成 26 年度）

負 傷				疾 病				合 計
自己職務 執行中	出張中	その他	小計	公務上の負 傷に起因す る疾病	職業病	その他公務 起因性の明 らかな疾病	小計	
1 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

イ 通勤災害認定件数（平成 26 年度）

出勤途上	退勤途上	計
0 件	1 件	1 件

ウ 公務災害基金負担金（平成 26 年度普通会計決算）

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律 121 号）第 49 条に基づく地方公務員法災害補償基金に対する地方公共団体の負担金

金 額	職員 1 人当たりの負担金
2,804 千円	11 千円

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	件 数
平成 26 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの措置要求の件数	0 件
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの措置要求の処理件数	0 件
平成 27 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件

13 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分	件 数
平成 26 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの不服申立ての件数	0 件
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの不服申立ての処理件数	0 件
平成 27 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件